

發展を新舊し遂には實業局東部の別荘を
招來するが如き重大なる結果となるであ
らう事を吾々は杞憂するものである。
斯る意味に於て速に當局の反省を促すと
共に吾々の要求は決して事新しく待遇改
善と云ふが如きものでなく全従業員が多
年要望して止まざる最少減度の要求であ
り然も之が大部分は事業上必要欠く可か
らざるものである依て吾々は六月二十五
日従業員大會に於て決議したる左の諸條
項を茲に再嘆願するものである。
吾等の信ずる實下は百敷之等の根本的改
善策を講ぜられ我等従業員の不安を一掃
し以て事業の圓滿なる遂行の爲眞にその
勞を致されん事を切望するものである。

嘆願條項

一、非済組合規定一部改正せられたし

理由 刻々と苦悶の不振を見る時吾々
左の如き規程の改正は緊急必要なるに依つて
第十五條 第一項重傷死に至る時給料月額二ヶ年
分とあるを二ヶ年半年分と改正せられたし

第四項 自由を辨じ且つ業務に就く事を得るも 身體を毀損し且つ業務に就く事を得ず依つ て退職したる時女子の外貌に顔面を毀 したる時給料月額六ヶ月分及至一ヶ年毎 分とあるを男女の區別なく一ヶ年分以 上にせられたし

第十九條 休職手当金は組合員傷病又は疾病の爲 め組合の認めたるる醫師の治療を受け引爲 續き休業し給料を受くる事能ざる時休職 業十一日日より日給の半額に相當する 金額を給與す但し一會計年度を通じて 三十日を越ゆる事を得ずとあるを八日 目より三十日を六十日と改正せら れたし

第二十條 特種手当金は組合員肺結核に罹り業務 に依らず因つて退職したる時左の區別 に依り之を給與するところを肺結核後 のみに限らず職業上病氣の爲め肺結核 に罹り業務に依らず因つて退職したる 時同様の給與せられたし

第二十八條 一、組合員結婚したる時、貳拾圓とあ るを參拾圓とせられたし 二、組合員又は組合員の配偶者分娩し たる時拾圓とあるを貳拾圓にせられ たし

第六章 第四十七條 組合員に左の役員を置く 評議員 十名とあるを十七名にせられ たし

三、 賃者に對し一ヶ月金六圓を支給せられたし

三、 行路變更指定の場合五割増支給せら れたし

理由 從來當局の都合に依り行路變更を指定さ
る事が多々あり、吾々交通従業員は只まへ被
延長されるに至りては到底堪へ難きものあり然
も當局は之に對し何等の考慮もせざる不當然
なるに依り行路變更指定者に對しては五割増支
給せられたし

四、 信號人に運輸現業員と同一に加給月 額支給せられたし

理由 運輸従業員は加給月額が支給されて居
るにも拘らず吾々信號人には何等の手當もない
のは餘り不合理的である故に運輸現業員と同
じく加給月額を支給せられたし

五、 勤務演習並簡閱點呼召集者に日給全 額支給されたし

理由 吾々従業員は現在の日給では到底一家を
支へて行く事は困難な状態に有る一日休めば翌
日から直ちに糧に苦しむ故少々位の間氣も押し強
て働かなければならぬ状態に生活を續けてゐる
間も勤務演習に召集されれば後に残された業務は其過
日からの積りに苦まなければならぬ故つて茲に其
勤務演習並簡閱點呼召集者に對し日給全額支給
せられたし

六、 工務従業員の外套貸與規程改正せら れたし

理由 現在工務従業員に支給されて居る外套は
其の生地粗悪にして到底一年間の使用に堪へず
依つて毎年支給せられたし

七、 増車せられたし

先づ嘆願せし、當局の理由に
如何に増車をしても現在の様な放縱な運輸
仕方では何にもならぬ、前の車に二臺も三臺
も續行して、空車で乗して行こうと云ふ運轉
方法々々ある

十、 乗務時分計算規定並給與規定一部改
正せられたし

理由 當局では今回の該規定改正は市民の電車
に對する非難を一掃す目的の下に爲したるもの
にして従業員の入取減額を削減するが非非
ののとして意味を過日發表せられたるが吾々各々の
収入は事實上甚だしく減せられたるが重なる
肩則に於て二重三重に重なる苦悶が如きは非
能く市民の非難を一掃し公共事業であるに
業の能率を高め所謂交通産業の合理化を爲し
るも吾々は絕對に考へられないで、仍
つて吾々従業員をして生活上及就業中
の不安を一掃し以つて之が事業の圓滿なる遂
行を期すべく左の改正をせられんことを嘆願する
ものである。

- (1) 朝通勤したる場合今回發表せられたる十六分
の一を日給より控除せらるゝことは止むなけれ
ども之が精動手當、休職、賞與及昇級等に迄業
を及ぼさざる體二重三重の懲罰を撤廢せられた
し
- (2) 現在制度の最高制定時分の一割増を標準時分
とせられたし
- (3) 残業壹ヶ月通算とあるを従前通り其日計算と
せられたし
- (4) 朝第一回乗車前に於ける待合せ時分は乗務時
分と看做して支給せられたし

十一、 昇級規定を制定發表せられたし

理由 各職従業員に從來昇級規定の制定なき爲
め一切内規によつて従つて之が運用の範
圍は一にかつてて當局の認定如何にかつた故に範
勤務上欠陥なき者の昇級を二年餘も等閑に附せ
られることが甚だ運々であつたかゝることは必
然的に不平不満を醸成し悪影響を結果するが如
きことあるは吾々従業員として甚だ好まざる
所である之故に規定の制定を目標を明示され
るならばやがては能率の増進となり圓滿なる
業の遂行上に資する所亦大なるはを依りて
に規定制定發表せられんことを嘆願するもの
である

一九二九、六

日本交通労働總聯盟

横濱市電従業員共和會

横濱市電氣局長

永田兵三郎殿